

第3期湧別町地域福祉計画の骨子（案）について

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化や高齢化、核家族化、人口減少の進行に伴い、家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域住民相互のつながりが希薄化する一方で、福祉ニーズは多様化・複雑化し、その結果、地域の中で支援を必要とする方が増加しています。このような状況の中、行政によるサービス提供だけで対応することが困難な課題も増えつつあり、地域全体で支え合う仕組みや住民同士のつながりを強化することが求められています。

本町では、高齢者、障がいのある方、子どもといった対象者ごとの施策を展開するとともに、健康づくりや健全な食生活の推進に向けた食育施策にも取り組んでいます。また、地域住民やボランティア、NPO法人などによる活動に加え、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが地域における相談・支援活動を積極的に行っています。しかし、子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境を整えるためには、地域福祉に関わるすべての方が一体となり、共に支え合い、助け合う地域づくりが必要です。

本計画は、地域に暮らす全ての方が互いに認め合い、支え合いながら共に生きる「地域共生社会」の実現を目指します。地域の実情や課題を踏まえた施策や取り組みを明らかにし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民・地域団体・福祉関係者・行政など、多様な主体が協働し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、「地域福祉計画」を策定するものです。

本町では、「第2期湧別町地域福祉計画」に基づき、住民・事業者・行政が一体となり、めざすべき地域社会の実現に向けた施策を進めてきました。同計画が令和7年度で終了となることから見直しを図り、生活課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、ここに「第3期湧別町地域福祉計画」を策定します。

また、今回の見直しにあたり、本町の最上位計画である「第3期湧別町総合計画」が目指す「誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

2. 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第4条に規定する『地域福祉の推進』を図るため、同法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、町の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる「湧別町総合計画」に盛り込まれた関連施策や、保健福祉関連の個別計画と整合性を図りながら、地域福祉の向上を目指すものです。

なお、今回の計画には、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「地方再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して位置付けします。

3. 計画の期間

この計画の期間は令和8年度から令和12年度まで5年間とします。なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、湧別町保健医療福祉協議会の中に、識見を有する者及び公募による者で構成する「地域福祉部会」を設置し、個別の福祉施策（保健医療施策、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、児童福祉施策）の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定します。

第3期湧別町地域福祉計画の構成（案）

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉計画とは
2. 計画策定の趣旨
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制

第2章 湧別町地域福祉を取り巻く現状

1. 湧別町の概況
2. 人口等の状況
3. 高齢者の状況
4. 障がい者の状況
5. 子どもの状況
6. ひとり親家庭の状況
7. 生活困窮者の状況
8. 自治会の状況
9. ボランティア・NPO法人の状況

第3章 第2期計画の取り組みと評価

第4章 基本理念と目標

1. 基本理念
2. 計画の目標
3. SDGsを踏まえた計画の推進
4. 計画の体系図

第5章 施策の実現に向けて

（内容）・基本目標

- ・課題と施策の方向性
- ・湧別町成年後見制度利用促進基本計画
- ・湧別町再犯防止推進計画

第3期湧別町食育推進計画の骨子（案）について

1 計画策定の趣旨

私たちの身体は、全て自然が育んだ食べ物によって作られています。

国は「食育の推進をとおり国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにすること」を目的とし、平成17年に「食育基本法」を制定し、現在は、令和3年度に策定した第4次食育推進基本計画に基づき、日常生活の基盤である家庭における「共食」（一緒に食事をすること）を原点とし、学校、保育所等をはじめとする様々な機関・団体とともに食育を推進する中で、食育という言葉も一般に定着してきました。

北海道においては国に先駆けて食育を推進しており、現在は、令和6年度に策定した第5次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」にもとづき食育を推進しています。

湧別町においては前計画に引継ぎ「第2期湧別町食育推進計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、町民の健康で文化的な食生活の保持増進に向けた取り組みを支援してきました。

豊かな自然環境に恵まれた湧別町は、畑作、酪農と漁業が盛んで、新鮮な食材が身近に豊富にあり、生産者の存在も近くに感じることができます。そして、豊かな食卓を家族や友人と囲むことで、天然素材の持つ味覚や栄養、おいしくいただくことへの感謝など「食」についての知識が自然と身につき、伝えられる環境にあるといえます。

同時に、外食や中食（調理食品、加工食品）による調理済みの食品をいつでも手軽に利用できる便利で豊かな環境も整っており、個人のニーズに応じた自由な食生活を送ることが可能になりました。

しかしながら一方で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、家庭における共食の減少や子を持つ親世代の朝食の欠食、また食習慣の偏りからくる生活習慣病の予防改善、高齢者の低栄養予防、さらには古くから育まれてきた伝統的な食文化を守ることや、食に関する知識や食品の選び方等、食をめぐる課題も人それぞれで多岐にわたることから、今後も食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

「食」の基盤は生産者にあり、食育の主体は家庭にあることを基本に、これまでの食育推進計画の成果と、食をめぐる現状・課題・健康診断結果等を踏まえ、また「食」を通して地域の特徴を知り、町民の「食」に関する理解が一層深まるよう、第3期湧別町食育推進計画を策定します。

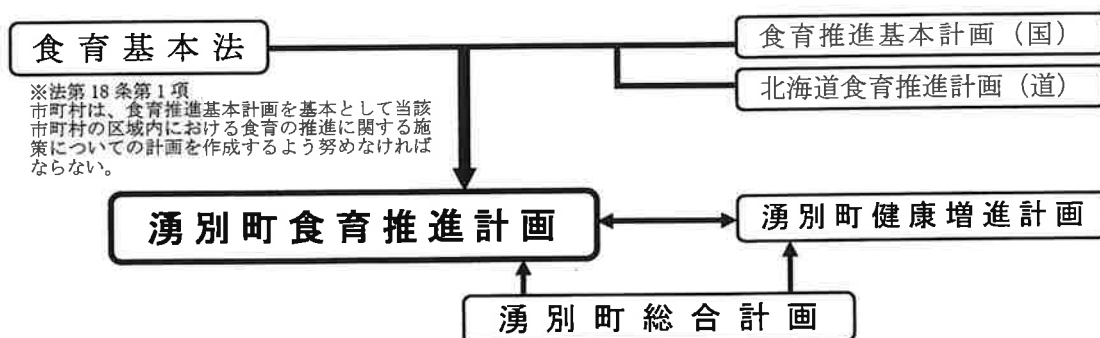
2 「食育」の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上で基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

3 計画の性格

この計画は、湧別町のまちづくりの基本である「第3期湧別町総合計画」を基に、国の「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、湧別町の食育に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。

この計画の推進にあたっては、国の「第4次食育推進基本計画」や「第5次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を勘案するものとします。また、食育と健康の増進は関係が深いことから、第2期湧別町健康増進計画との整合性を図るとともに、今後において本計画との統合を検討します。



4 計画の期間

この計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

第3期湧別町食育推進計画の構成（案）

- 1 計画策定の趣旨
- 2 「食育」の定義
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進体制
- 6 湧別町の食をめぐる現状と課題
 - (1) 町の産業
 - (2) 食をめぐる社会情勢の変化
 - (3) 特定健康診査（特定健診）結果等からわかる町民の健康課題
 - (4) 食育・地産地消に対する理解と取組
- 7 第2期計画の振り返り
 - (1) 第2期計画で定めた目標値とその実績
 - (2) 第2期計画の評価
- 8 第3期食育推進計画の3つの基本目標と基本的な施策
 - (1) 3つの基本目標について
 - (2) 目標達成のための基本的な施策
- 9 第3期計画の指標および目標値
- 10 湧別町で取り組んでいる食育関連事業